



島根県報

平成25年9月20日（金）

第2,531号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

生活保護法の規定による医療機関の指定	（地 域 福 祉 課）	2
生活保護法の規定による介護機関の指定	（ " ）	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	（ " ）	3
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	（ " ）	3
生活保護法の規定による指定医療機関の事業休止の届出	（ " ）	3
保安林予定森林	（森 林 整 備 課）	3
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	（中 小 企 業 課）	4

【公 告】

平成26年度島根県教育職員（実習助手・寄宿舍指導員）採用候補者選考試験の実施	（高 校 教 育 課）	5
--	-------------	---

【特定調達公告】

島根県消防学校消防ポンプ自動車の調達に係る随意契約の相手方等	（消 防 総 務 課）	7
平成25年度における特定調達による建設工事の請負に係る競争入札の参加資格等	（土 木 総 務 課）	8
浜田川総合開発事業浜田ダム再開発工事に係る一般競争入札の実施	（ " ）	8
島根県立体育館競技用体操器具一式の購入に係る一般競争入札の実施	（保 健 体 育 課）	12

【教委規則】

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則		14
-------------------------------	--	----

【人委規則】

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則		15
県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則		15

【正 誤】

平成25年8月23日付け島根県報第2,523号中	（地 域 福 祉 課）	16
平成25年9月6日付け島根県報第2,527号中	（ " ）	16

告 示

島根県告示第640号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成25年9月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
社団医療法人ホームクリニック暖	出雲市白枝町1035番地4	平成25年9月1日
もも薬局出雲インター店	出雲市神西沖町1455-9	平成25年9月1日
スイング薬局益田店	益田市中島町口605番地1	平成25年9月1日

島根県告示第641号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成25年9月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
株式会社エスマイル	広島県広島市西区商工センター六丁目1-11	居宅療養管理指導	スイング薬局益田店	益田市中島町口605番地1	平成25年9月1日
株式会社エスマイル	広島県広島市西区商工センター六丁目1-11	介護予防居宅療養管理指導	スイング薬局益田店	益田市中島町口605番地1	平成25年9月1日
有限会社ライブアシスト	鳥取県米子市角盤町一丁目3-11	訪問看護	ライブアシスト松江訪問看護ステーション	松江市東出雲町錦新町六丁目4-1	平成25年9月2日
有限会社ライブアシスト	鳥取県米子市角盤町一丁目3-11	介護予防訪問看護	ライブアシスト松江訪問看護ステーション	松江市東出雲町錦新町六丁目4-1	平成25年9月2日
社団医療法人ホームクリニック暖	出雲市白枝町1035番地4	居宅療養管理指導	社団医療法人ホームクリニック暖	出雲市白枝町1035番地4	平成25年9月1日
社団医療法人ホームクリニック暖	出雲市白枝町1035番地4	介護予防居宅療養管理指導	社団医療法人ホームクリニック暖	出雲市白枝町1035番地4	平成25年9月1日
社会福祉法人出東福祉会	出雲市斐川町三分市1071番地4	認知症対応型共同生活介護	グループホーム出東ララ	出雲市斐川町三分市1072番地1	平成25年10月1日
社会福祉法人出東福祉会	出雲市斐川町三分市1071番地4	介護予防認知症対応型共同生活介護	グループホーム出東ララ	出雲市斐川町三分市1072番地1	平成25年10月1日
日本調剤株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	居宅療養管理指導	日本調剤出雲薬局	出雲市灘分町586番地	平成25年10月1日
日本調剤株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	介護予防居宅療養管理指導	日本調剤出雲薬局	出雲市灘分町586番地	平成25年10月1日

株式会社松江にゅーよーく	松江市西川津町4246番地1	訪問看護	訪問看護ステーションめぐる	松江市西川津町4246番地1	平成25年9月1日
株式会社松江にゅーよーく	松江市西川津町4246番地1	介護予防訪問看護	訪問看護ステーションめぐる	松江市西川津町4246番地1	平成25年9月1日

島根県告示第642号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成25年9月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
D・C・B薬局イオン松江店	松江市東朝日町151	平成25年8月21日
ホームクリニック暖	出雲市白枝町1035番地4	平成25年9月1日

島根県告示第643号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成25年9月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		廃止する事業	事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
ホームクリニック暖	出雲市白枝町1035番地4	居宅療養管理指導	ホームクリニック暖	出雲市白枝町1035番地4	平成25年9月1日
ホームクリニック暖	出雲市白枝町1035番地4	介護予防居宅療養管理指導	ホームクリニック暖	出雲市白枝町1035番地4	平成25年9月1日
株式会社ふる里	出雲市野尻町307番地3	居宅介護支援	居宅介護支援事業所ふるさと	出雲市天神町558-1	平成25年9月30日

島根県告示第644号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の休止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成25年9月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	休止年月日
青葉クリニック	松江市上乃木一丁目2番13号	平成25年10月1日

島根県告示第645号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成25年9月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
大田市三瓶町多根字小原イ1112
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第646号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成25年9月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 届出の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ゆめタウン浜田 浜田市港町227番地1外
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所
株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市南区京橋町2番22号
 - (3) 変更しようとする事項
 - ア 駐車場の位置及び収容台数
(変更前) 761台
(変更後) 650台
 - イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(変更前) 29箇所
(変更後) 24箇所
 - (4) 変更の年月日
平成26年5月10日
 - 2 届出年月日
平成25年9月10日
 - 3 届出及び添付書類の縦覧場所
浜田市産業経済部産業政策課（浜田市殿町1番地）
-

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

公 告

平成26年度島根県教育職員（実習助手・寄宿舍指導員）採用候補者選考試験を次のとおり実施する。

平成25年 9 月20日

島根県教育委員会委員長 土 田 好 明

1 目的

この選考試験は、平成26年度島根県立学校の教育職員（実習助手・寄宿舍指導員）の採用候補者を選考するために行います。

2 募集職種、募集種別、職務の概要及び採用予定人員

募集職種	募集種別	職務の概要	採用予定人員
実習助手	農 業	農業の実験又は実習について、教諭の職務を助ける。	2名程度
	一 般 (身体障がい者を 対象とした選考)	実験又は実習について、教諭の職務を助ける。	若干名
寄宿舍指導員		特別支援学校の寄宿舍における幼児、児童又は生徒の日常生活上の世話及び生活指導に従事する。	2名程度

(注) (1) 採用予定人員は、変更する場合があります。

(2) 実習助手の勤務場所は、島根県内の県立学校（高等学校・特別支援学校）です。

(3) 寄宿舍指導員の勤務場所は、島根県内の特別支援学校です。

(4) 採用後は全県的な異動があります。

※身体障がい者を対象とした選考

募集種別「一般」について、身体障害者手帳の交付を受けその障がいの程度が1級から6級までの者で、自力での通勤が可能であり、介助者なしで実習助手としての職務の遂行が可能な者を対象に選考を行います。採用予定人員は若干名です。

3 出願資格

(1) 昭和44年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者

(2) 地方公務員法第16条の欠格事由に該当しない者

4 出願手続

- (1) 出願期間 平成25年9月24日（火）から10月8日（火）まで
 ア 封筒の表に「教育職員選考試験願書在中」と朱書してください。
 イ 持参の場合の受付時間は、月曜日から金曜日までの9時から17時までとします（祝日を除く。）。
 ウ 郵送の場合は、平成25年10月8日（火）の消印があるものまで有効とします。
- (2) 願書等の提出先 〒690-8502 松江市殿町1番地 島根県教育庁高校教育課
- (3) 受験票は、10月17日（木）以降に郵送します。受験票が10月23日（水）までに届かない場合は、島根県教育庁高校教育課に照会してください。

5 提出書類

(1) 平成26年度島根県教育職員 （実習助手・寄宿舍指導員）採用候補者選考試験願書	様式1によること。 ※必ず写真を貼付すること。なお、受験票用に願書と同じ写真がもう1枚必要です。	1部
(2) 自己アピール	様式2によること。	1部
(3) 連絡用封筒	封筒角形2号（33.2cm×24.0cm）に360円分の切手を貼付し、郵便番号、住所、氏名（「様」をつける。）を明記すること。封筒の口には両面テープを貼ること。	2部
(4) 身体障害者手帳の写し	「身体障がい者を対象とした選考」を志願する者のみ提出すること。	1部

（注） 受験票用の写真について 願書受付け後、教育委員会より受験票を送付します。送付した受験票に願書と同じ写真を貼付し、受験日に必ず持参してください。

6 選考試験

(1) 試験日及び会場

期日 平成25年10月26日（土）、27日（日）

会場 島根県教育センター 松江市内中原町255-1

島根県立松江農林高等学校 松江市乃木福富町51

（連絡先）島根県教育庁高校教育課 TEL0852-22-5411

(2) 試験内容

ア 実習助手（農業）受験者

教養試験、面接試験、実技試験①（パソコン操作：ワープロソフトを用いての文書作成及び表計算ソフトを用いてのデータ処理）、実技試験②（農業実習に関する実技試験）、専門教養試験

イ 実習助手（一般：身体障がい者を対象とする選考）受験者

教養試験、面接試験、実技試験（パソコン操作：ワープロソフトを用いての文書作成及び表計算ソフトを用いてのデータ処理）

ウ 寄宿舍指導員受験者

教養試験、面接試験、場面指導、実技試験（パソコン操作：ワープロソフトを用いての文書作成）

※詳しくは、受験票送付の際に通知します。

(3) 選考結果の通知

平成25年11月20日（水）午前9時に県庁前掲示板に掲示するほか、途中棄権者を除く全受験者に通知します。あわせて、高校教育課ホームページ（<http://www.pref.shimane.lg.jp/kokokyoiku/>）に掲載します。選考結果の情報提供を試験不合格者のうち、希望する者に対して行います。希望する場合は、願書の該当欄に○印を記入してください。試験ごとの成績を3段階で情報提供します。

7 採用候補者名簿登載等

- (1) 選考試験の成績及び提出された書類等により選考し、平成26年度島根県教育職員（実習助手・寄宿舍指導員）採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に登載します。

- (2) 実習助手は、名簿に登載された種別と異なる種別で配置し、当分の間勤務してもらうことがあります。
- (3) 実習助手は、名簿登載され、県立学校に配置後、登載された種別と異なる種別に異動してもらうことがあります。
- (4) 実習助手（農業）の選考に当たっては、農業の高等学校教諭普通免許状を所有していることを考慮します。
- (5) 寄宿舎指導員の選考に当たっては、盲学校、聾学校、養護学校又は特別支援学校教諭の普通免許状を所有していることを考慮します。
- (6) 名簿登載有効期間は、登載された日から平成27年4月1日までとします。
- (7) 資格要件を失った場合又は申請書類に虚偽の記載があった場合には、名簿登載は失効します。
- (8) 名簿登載者には健康診断書の提出を求めます。

8 その他

(1) 問合せ先

島根県教育庁高校教育課 TEL0852-22-5411

- (2) 提出書類については、一切返却しません。
- (3) 車椅子の使用等、受験上の配慮については、後日担当者が連絡し、確認をします。
- (4) 給与は、高等学校等教育職給料表が適用されます。各人の経歴等により多少異なりますが、概ね次のとおりです。

	高校卒（満18歳）	短大卒（満20歳）	大学卒（満22歳）
初任給（円）	148,532	166,000	188,959

（平成25年4月1日現在）

このほか、給料の調整額、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等の諸手当が、それぞれの支給要件に応じて支給されます。

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成25年9月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 物品の名称及び数量

島根県消防学校消防ポンプ自動車（CD-1型） 1台

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県消防学校 島根県松江市乃木福富町735-157

3 随意契約の相手方を決定した日

平成25年9月3日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社吉谷 代表取締役 伊藤 康晃 島根県松江市東朝日町233番地4

5 随意契約に係る契約金額

42,525,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項の規定による。

平成25年度において建設工事の請負に係る特定調達契約の締結が見込まれるので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

平成25年9月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 特定調達契約により調達をする役務の種類

建設工事

2 一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格、当該資格の審査に係る申請の方法並びに当該資格の有効期間及びその更新手続

島根県建設工事請負契約競争入札参加資格審査要綱（平成13年島根県告示第273号）及び島根県建設工事に係る共同企業体取扱要綱（平成7年島根県告示第333号）に定めるところによる。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成25年9月20日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 入札に付する事項

(1) 工事名

浜田川総合開発事業 浜田ダム再開発工事（以下「本件工事」という。）

(2) 施工場所

島根県浜田市河内町及び三階町地内

(3) 工事概要

本工事は、既設浜田ダムを洪水調節専用ダムに再開発する工事である。

型式 重力式コンクリートダム

堤高 H=58.0メートル

堤頂長 L=184.3メートル

減勢工掘削工 V=4,560立方メートル

既設取壊し工 V=8,719立方メートル

既設ゲート撤去工 N=5門

コンクリート工 V=14,757立方メートル

底泥処理工 V=16,112立方メートル

(4) 予定工期

約72か月間（工期末：平成32年3月19日限り）

(5) 予定価格

4,693,600,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

(6) 本件工事は、施工計画等に関する技術提案を受け付け、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、価格以外の要素と価格を総合的に評価して、落札者を決定する施工体制確認型総合評価方式の適用工事（試行）である。

また、島根県会計規則第62条の2に規定する最低制限価格は設定されず、島根県建設工事低入札価格調査制度実施要領に基づく低入札価格調査制度が適用される工事である。

(7) 本件工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後 V E 方式の試行工事であり、詳細は特記仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格（以下「競争参加資格」という。）

次の要件を満たす特別共同企業体であること。

(1) 次に掲げる条件を満たし、かつ、島根県建設工事に係る共同企業体取扱要綱（平成7年島根県告示第333号）第8条の規定により認定を受けていること。

ア 次の第1グループ、第2グループ、第3グループがそれぞれ1者により構成されていること。代表者は、第1グループとし、施工能力及び出資比率が最大であること。

第1グループ

次に掲げる要件を満たす者

(7) 土木一式工事について、平成24年3月12日以降の営業年度終了日を審査基準日とする最新の経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）における総合評定値が1,300点以上であること。

(4) 元請又は共同企業体（経常 J V を除く）の代表者（ただし出資比率20%以上）として、平成10年度以降に完成した堤高30メートル以上のコンクリートダム（砂防ダムを除く。）本体工事の施工実績があること。

(7) 平成25年9月19日時点で1級土木施工管理技士、1級建設機械施工管理技士、又は技術士（建設部門）のいずれかの資格を有する者（以下「技術者」という。）が20名以上（入札公告の前日に会社に所属する技術者で、3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。以下同じ。）いること。

第2グループ

次に掲げる要件を満たす者

(7) 土木一式工事について、平成24年3月12日以降の営業年度終了日を審査基準日とする最新の経営事項審査における総合評定値が1,100点以上であること。

(4) 元請又は共同企業体（経常 J V を除く）の構成員（ただし出資比率20%以上）として、平成10年度以降に完成した河川のコンクリート構造物工事の施工実績があること。

(7) 平成25年9月19日時点で技術者が10名以上いること。

第3グループ

次に掲げる要件を満たす者

(7) 土木一式工事について、平成24年3月12日以降の営業年度終了日を審査基準日とする最新の経営事項審査における総合評定値が950点以上であること。

(4) 元請又は共同企業体（経常 J V を除く）の構成員（ただし出資比率20%以上）として、平成10年度以降に完成した河川のコンクリート構造物工事の施工実績があること。

(7) 平成25年9月19日時点で技術者が10名以上いること。

イ 次の基準を満たす監理技術者又は主任技術者を本件工事に専任で配置できること。

また、構成員のうち代表者は監理技術者、他の構成員は各々主任技術者を配置できること。

(7) 1級土木施工管理技士又は土木工事業に関し、これと同等以上の能力を有するものとして国土交通大臣が認定したものであること。

(4) 監理技術者にあつては、土木工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ監理技術者講習を受けている者であること。

(7) 監理技術者は、元請又は共同企業体の代表者の技術者として平成10年度以降に完成した堤高30メートル以上のコンクリートダム本体工事の工事経験及び10年以上のダム工事の経験があること（いずれも砂防ダムを除く。）。

なお、コンクリートダム本体工事の工事経験として認めるのは、基礎掘削から堤体コンクリート打設完了まで連続した従業期間があるものに限る。

(エ) 配置する主任技術者のいずれか1名は、平成10年度以降に完成した河川のコンクリート構造物工事の経験があること。

(カ) 監理技術者は、ダム工事総括管理技術者（（財）日本ダム協会の資格）の資格を有すること。

ウ 現場代理人を本件工事に専任で配置できること。

配置する現場代理人は、元請又は共同企業体（経常JVを除く）の構成員（ただし出資比率20%以上）の技術者として、コンクリートダム（砂防ダムを除く。）本体工事の工事経験があること。

(2) 各構成員が次に掲げる要件を満たすものであること。

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により土木工事業に係る特定建設業の許可を受けている者であること。かつ、土木一式工事について島根県建設工事請負契約競争入札参加資格審査要綱（平成13年島根県告示第273号）第4条第2項の入札参加資格を有する者であること。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

ウ 島根県における県税の滞納がないこと。

エ 公告の日から入札書等提出期限の日までの間に、島根県の建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等にかかる措置要綱による指名停止を受けていない者であること。

オ 入札に参加しようとする特別共同企業体の構成員と他の特別共同企業体の構成員との間に、資本関係又は人的関係がある場合若しくはその他入札の適正さが阻害されると認められる関係がないこと。

カ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、島根県発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地（島根県庁南庁舎5階）

島根県土木部土木総務課建設産業対策室 Tel0852-22-5185

(2) 入札手続等

島根県電子入札運用基準（受注者用）（以下「電子入札運用基準」という。）により電子調達（入札）システムにより行うものとする。ただし、電子調達（入札）システムの利用未登録者及び事情により入札手続きを書面により行う者は、電子入札運用基準により紙入札方式参加承認願いを提出し、承認された場合に限り書面による（以下「紙入札」という。）ことができる。

なお、紙入札を行う場合における書類の郵送等に当たっては、郵便書留等の配達記録が残るもの（以下「郵便等」という。）を利用すること。

(3) 入札説明書の交付

ア 交付期間

平成25年9月20日より同年12月3日まで

イ 交付の方法

入札情報サービス（<https://choutatsuweb.pref.shimane.lg.jp/portal>）を利用すること。

(4) 競争参加資格確認申請

本件工事の入札に参加を希望する者は、入札説明書に掲げる競争参加資格確認申請書その他の書類を次のとおり提出すること。

ア 受付期間

平成25年9月24日から同年10月11日までの間（土曜、日曜及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）で定める休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（ただし、同年10月11日は午後4時までとし、郵送等の場合はこの時刻までに必着とする。）。

イ 提出方法

電子入札運用基準により電子調達（入札）システムを利用し提出すること。

また、紙入札による場合は、(1)の担当部局へ郵送等又は持参すること。

(5) 総合評価技術資料

本件工事の入札に参加を希望する者は、入札説明書に掲げる総合評価技術資料を次のとおり提出すること。

ア 受付期間

(4)と同時に提出すること。

イ 提出方法

電子入札運用基準により電子調達（入札）システムにより提出すること。

また、紙入札による場合は、(1)の担当部局へ郵送等又は持参すること。

(6) 設計図書の閲覧

ア 閲覧期間

平成25年 9 月20日から同年12月 3 日まで

イ 閲覧方法

(3)イと同じ。

なお、詳細な設計図書については島根県土木部河川課のホームページに掲載する。

(http://www.pref.shimane.lg.jp/kasen/hamadadam_koukoku.html)

(7) 入札書及び工事費内訳書の提出

競争参加資格の確認を受けた者は、次のとおり入札書及び工事費内訳書を提出すること。

ア 提出期間

平成25年12月 2 日午前 9 時から同月 3 日午後 4 時まで。ただし、同月 2 日午後 5 時から同月 3 日午前 9 時までの期間を除く。

イ 提出方法

(4)イと同じ。

(8) 契約条項の開示

ア 期間

(3)アと同じ。

イ 場所

(3)イと同じ。

(9) 開札

ア 日時

平成25年12月 4 日午前10時から

イ 場所

島根県松江市殿町 8 番地 島根県土木部土木総務課

4 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。

(4) 落札者の決定

予定価格の制限の範囲内で、技術提案が発注者の示す標準案と同等以上の入札者のうち、評価値の最も高い者を落

札者とする。

また、評価値の最も高い者が2人以上あるときはくじ（電子くじを含む。）による。

なお、調査基準価格を下回る入札があった場合は、低入札価格調査を実施した上で落札者を決定する。この場合、調査基準価格を下回る入札を行った者は、事後の事情聴取及び資料提出等調査に協力しなければならないが、評価値の最も高い入札者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。

(5) 入札の無効

この公告に示した競争参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

なお、本契約は島根県議会の議決を必要とするため、落札者の決定時には仮契約を締結するものとし、議決を得たときに契約が成立するものとする。

(7) その他

詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Subject Matter of Contract : Hamada River Comprehensive Development Project Redevelopment construction work for the Hamada Dam

(2) Deadline for tender : 3 December 2013, 4 : 00 p.m.

(3) Date and time for the submission of tenders : 4 December 2013, 10 : 00 a.m.

(4) For further information and tender documents, please contact : Construction Industry Policy Office, General Affairs Division for Public Works, Department of Public Works, Shimane Prefectural Government, South Building 8 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture 690-8501

Ph : 0852-22-5185

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成25年9月20日

島根県教育委員会教育長 今井康雄

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

島根県立体育館競技用体操器具 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成26年3月31日（月）

(4) 納入場所

島根県立体育館（島根県浜田市黒川町3735番地）

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の105分の100に相当する金額を入

札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定による入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿において営業種目の大分類「図書・教材類」中分類「運動レジャー用品」に登録されている者であること。
- (4) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (5) 営業に関し、認可、許可等を必要とする場合において、これを受けている者であること。
- (6) 島根県税を、滞納していない者であること。
- (7) 本公告に示した物品の納入が十分に可能であるとともに、使用方法のサポートや、障害発生時及び部品取替に速やかに対応できる者であること。
- (8) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

3 入札手続等

(1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地 島根県分庁舎1階
島根県教育庁保健体育課生涯スポーツ振興グループ
電話：0852-22-5424 FAX：0852-22-6767

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

平成25年9月20日（金）から10月21日（月）までの間、上記(1)の場所において交付するとともに、島根県ホームページの「入札情報」へ掲載する（交付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）。）。入札に参加を希望する者は、本公告掲載のホームページの「入札説明書閲覧申請書」に必要事項を記入、押印の上、上記の部局へ持参又はファクシミリで(1)へ送付すること。

(3) 入札書の提出期限等

ア 日時 平成25年10月30日（水）午前10時まで
（郵便入札にあつては、平成25年10月30日（水）午前9時必着）
イ 場所 島根県松江市殿町1番地
島根県庁会議棟 第2会議室
（郵便入札にあつては、(1)の場所）

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年10月30日（水） 午前10時から
イ 場所 島根県松江市殿町1番地
島根県庁会議棟 第2会議室

4 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積った契約金額の100分の5以上を入札時に納付しなければならない。ただし、島根県会計規則（昭和

39年島根県規則第22号) 第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付しなければならない。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す事前提出書類を本公告3の(1)の担当部局に平成25年10月21日(月)までに郵送又は持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

ア 島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

イ 落札者となるべき者が複数あるときには、くじにより落札者を決定する。

ウ 落札者の決定通知は、開札場所において行う。

(8) 再度入札

再度入札は、1回を限度とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Name and quantity of the products to be supplied :

Details : A complete set of Gymnastics

Desired Date of Delivery : 31 March 2014

Place of Delivery : Shimane Prefectural Gymnasium

3735 Kurokawa-cho, Hamada City, Shimane Prefecture

(2) Deadline for Tender : 10 : 00 a.m. 30 October 2013 (Applications by mail must arrive at the office above by 9 : 00a.m. 30 October 2013)

(3) Please tender all information to : Health and Physical Education Division, Secretariat of Board of

Education of Shimane Prefecture 1 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture, 690-8502

Telephone : 0852-22-5424

教 育 委 員 会 規 則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年9月20日

島根県教育委員会委員長 山本弘正

島根県教育委員会規則第11号

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則（昭和32年島根県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第18条第3号及び第20条の4中「外国機関等派遣教職員」を「派遣教職員」に改める。

第29条の13の2第1項第3号中「外国機関等派遣条例」を「派遣条例」に改める。

第29条の13の3第1項第1号中「期間。（」を「期間（」に、「期間。）」を「期間。）」に改め、同条第2項中「事由が同号」を「事由（前条第1項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。）が前項第1号」に、「前項の」を「同項の」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 専従許可を受け、派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、自己啓発等休業条例第2条の規定により自己啓発等休業をし、大学院修学休業をし、市町村立学校の教職員の休職の事由を定める条例（昭和47年島根県条例第5号）第3条第1号若しくは第2号の規定により休職にされ、研修等のために旅行をし、又は休暇により通勤しないこととなること。

第29条の13の4第2項中「外国機関等派遣条例」を「派遣条例」に改める。

附 則

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

人 事 委 員 会 規 則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年9月20日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第12号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第12条の12の3第1項第1号中「期間。（」を「期間（」に、「期間。）」を「期間。）」に改め、同条第2項中「事由が同号」を「事由（前条第1項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。）が前項第1号」に、「前項の」を「同項の」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 専従許可を受け、外国機関等派遣条例第2条第1項若しくは公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、自己啓発等休業条例第2条の規定により自己啓発等休業をし、職員の休職の事由を定める条例（昭和47年島根県条例第4号。以下「休職条例」という。）第2条第1号若しくは第2号の規定により休職にされ、研修等のために旅行をし、又は休暇により通勤しないこととなること。

第16条第1項第3号中「職員の休職の事由を定める条例（昭和47年島根県条例第4号。以下「休職条例」という。）」を「休職条例」に改める。

附 則

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年9月20日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第13号

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の教育職員の給与に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第36条の12の3第1項第1号中「期間。（」を「期間（」に、「期間。）」を「期間）。」に改め、同条第2項中「事由が同号」を「事由（前条第1項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。）が前項第1号」に、「前項の」を「同項の」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 専従許可を受け、外国機関等派遣条例第2条第1項若しくは公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、自己啓発等休業条例第2条の規定により自己啓発等休業をし、大学院修学休業をし、職員の休職の事由を定める条例（昭和47年島根県条例第4号。以下「休職条例」という。）第2条第1号若しくは第2号の規定により休職にされ、研修等のために旅行をし、又は休暇により通勤しないこととなること。

第40条第1項第2号中「職員の休職の事由を定める条例（昭和47年島根県条例第4号。以下「休職条例」という。）」を「休職条例」に改める。

附 則

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

正 誤

平成25年8月23日付け島根県報第2,523号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
3	島根県告示第580号中	医療法人沖繩徳州会	医療法人沖繩徳洲会

平成25年9月6日付け島根県報第2,527号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
6	島根県告示第620号中	医療法人沖繩徳州会 出雲徳州会病院リハビリテーション科	医療法人沖繩徳洲会 出雲徳洲会病院リハビリテーション科